

# 被災地 J A への職員等派遣要領

平成 24 年 6 月 7 日  
全国農業協同組合中央会

## 第 1 条 目的

東日本大震災の被災地 J A による復旧・復興に向けた取組みを、J A グループを挙げて支援すべく、被災地 J A に他 J A の職員・OB（以下、「職員等」）が出向き、一定期間、被災地 J A の復旧・復興にかかる実務を支援する仕組みを創設する。

## 第 2 条 被災地 J A

この要領で、他 J A の職員等を派遣する対象の J A は、震災特例支援 J A 要綱の対象である 8 J A（以下、「被災地 J A」）とする。

## 第 3 条 職員等派遣対象となる業務

被災地 J A の業務のうち、各事業の全国機関等が職員の派遣や取組みの支援を既に行っている、または、行うことが適切な業務は、本要領に基づく職員等の派遣の対象業務としない。

## 第 4 条 被災地 J A のニーズ把握と派遣の働きかけ・決定

- 1 J A 全中は、被災地 J A の要望を聞き、他 J A の職員等の派遣を希望するか、当該職員等にどのような業務に従事・支援いただきたいか、調査し整理する。
- 2 J A 全中は、J A 都道府県中央会を通じて、全国の J A にこうした支援依頼の内容を提示し、派遣要請に応じていただくよう、働きかける。
- 3 要請に応える（職員を派遣する、あるいは、OB を紹介する）意志のある J A は、J A 都道府県中央会を通じて J A 全中に連絡する。
- 4 J A 全中は、被災地 J A と要請に応える意志のある J A との打ち合わせの機会を設け、依頼内容と支援可能な内容をすり合わせる。
- 5 前項の打合せの結果、被災地 J A に職員等を派遣することが可能と見込まれた場合には、当該被災地 J A は、職員を派遣する J A（OB の場合は OB）と協議のうえ、次の事項について記載した文書を J A 全中に提出する。
  - ① 被災地 J A 名（含：担当者連絡先）
  - ② 職員を派遣する J A 名（含：担当者連絡先。OB の場合は紹介 J A）
  - ③ 派遣される職員等の氏名
  - ④ 派遣期間（予定）
  - ⑤ 派遣される職員等が従事する業務（予定）
  - ⑥ 第 5 条に掲げる想定される人事管理等のあり方
  - ⑦ 職員等の派遣に必要な人件費、旅費等諸経費（見込み額）
- 6 J A 全中は、前項の文書を点検し、その内容が本要領を満たすと判断した場合、被災地 J A と職員を派遣する J A（OB の場合は OB）に対し、本要領に基づき、職員等の派遣に必要な人件費、旅費等諸経費を全国機関が負担す

る旨、通知する。

## 第5条 人事管理

- 1 派遣された職員が、事実上、被災地 J A の指揮監督の下で勤務する場合には、派遣される職員は、職員を派遣する J A から当該被災地 J A に出向することを原則とする。
- 2 派遣された職員が、被災地 J A でアドバイスをを行う立場で貢献するなど、被災地 J A の指揮監督の下で勤務する形態でない場合には、被災地 J A への出張と位置づけ、派遣する J A の人事管理のもとに置く。
- 3 派遣される者が J A の O B である場合には、次の通り措置する。
  - ① 当該者が、事実上、被災地 J A の指揮監督の下で勤務する場合には、原則として、当該被災地 J A は、当該者を臨時職員等として該当期間雇用する。
  - ② 当該者が、被災地 J A でアドバイスをを行う立場で貢献するなど、被災地 J A の指揮監督の下で勤務する形態でない場合には、J A 全中は、当該者と業務委託契約を締結する。この際、J A 全中は、派遣される者が労災保険対象外となることを踏まえ、所要の共済あるいは保険に加入する。
  - ③ 当該者の希望・事情等を踏まえ、実態に応じて、その他の方法も検討・選択する。
- 4 派遣を受けた被災地 J A は、派遣の趣旨に鑑み、誠意をもって派遣された職員等の業務上の安全確保を期する。
- 5 派遣された職員等は、派遣の趣旨に鑑み、被災地 J A の依頼を、誠意をもって実行する。
- 6 被災地 J A の県中央会は、当該被災地 J A に対する指導等を通じ、派遣された職員等の安全確保、負担軽減、および、関係 J A 間のコミュニケーションの円滑化などに努める。

## 第6条 職員等の派遣に必要な人件費、旅費、滞在費等諸経費の負担

- 1 職員等の派遣に必要な人件費、旅費、共済掛金・保険料等諸経費については、全国機関（全農、全共連、農中、農業新聞、家の光、全国厚生連、農協観光、全中）が、毎年度別途決定する上限額の範囲で、実際に要した諸経費相当額を負担し、派遣 J A 等の負担とならないよう措置する。
- 2 前項の全国機関が負担する諸経費の負担割合は、当該年度に J A 全中に対して全国機関が負担する一般賦課金の負担割合（J A 全中の負担は当該火曜会団体全体の負担割合による）とする。
- 3 全国機関が負担する職員等の派遣に必要な人件費、旅費、共済掛金・保険料等諸経費の範囲は次の通りとする。
  - ① 派遣職員の派遣期間の人件費相当額（給与・賞与・法定福利費の総額）
  - ② 派遣される者が J A の O B であり、業務委託契約を締結した場合には、同契約に基づく業務委託料
  - ③ 派遣にあたって要した全ての旅費等（派遣決定前の打合せに要した旅費・滞在費、派遣職員等の派遣期間中の一時帰宅等の旅費を含む）。職員の一時帰宅等の頻度は職員を派遣する J A の決定による。

④ 所要の共済掛金・保険料

- 4 被災地での現地滞在に要するアパート賃貸料、ホテル宿泊代等は、被災地の県域で負担する。当該県内での負担のあり方は、当該被災地 J A、当該県中が協議し、全中を含めた 3 者で覚書等を取り交わして決定する。
- 5 職員を派遣する J A は、1 月末までに、当該年度に要した、職員の派遣に必要な人件費、旅費等諸経費（年度末までの見込み額を含む）を J A 全中に対し、請求する。
- 6 派遣される者が J A の O B であり、被災地 J A に雇用された場合には、当該被災地 J A は、1 月末までに、当該年度に要した、当該職員の人件費、旅費、滞在費等諸経費（年度末までの見込み額を含む）を J A 全中に対し、請求する。
- 7 派遣される者が J A の O B であり、J A 全中と業務委託契約を締結した場合には、J A 全中は、業務委託契約に基づき、第 3 項に準じて、業務委託料、旅費、滞在費等を支払う。
- 8 J A 全中は、請求に対し、速やかに支払うとともに、所要の業務委託料、共済掛金あるいは保険料を含めて、第 2 項の割合で全国機関に請求あるいは賦課する。
- 9 職員を派遣する J A 等（O B の場合は O B）から希望があれば、J A 全中は、期中に諸経費相当額を立替払いする。

**第 7 条 実施期間**

当面、本要領に基づく取組みは、24 年度、25 年度の 2 年度間の取組みとし、25 年度の具体的な進め方は 24 年度末までに協議・決定する。

以 上